

令和2年度果樹農業生産力増強総合対策にかかる業務方法書及び実施細則の主な変更点（未定稿）

（令和2年4月21日 現在）

項 目	変更内容等
1 全体	
(1) 新規事業の追加	未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種の導入条件調査等及び花粉専用園地育成推進事業
(2) 事業と条文削除	果実計画生産確認事業及び緊急需給調整特別対策事業を廃止し、事業名及び交付準備金の条文を削除
(3) 要綱変更	実施要綱の変更に伴う引用条文の修正及び業務方法書と実施細則の条文番号、様式番号等の振り直し
2 果樹経営支援対策事業及び未収益期間支援事業	
(1) 新設	省力樹形及び整列樹形を新設
(2) 改植・新植時に下限本数を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・慣行樹形については6品目、省力樹形については全品目に設定 ・省力樹形の下限本数は「概ね」で運用 ・主要果樹のうち下限本数が定められていない品目については従前通りの補助率（定額）を適用 ・下限本数を定められている品目について、下限本数未満の改植・新植は補助対象外
(3) 対象果樹園	自然災害により被害を受けた園地は農振農用地区域外であっても事業対象とすることを追加
(4) 同一品種	同一品種への改植が行える場合として、省力樹形と整列樹形を追加
(5) 新植の独立	新植を特認事業から本体事業に移動し、新植要件（新品種等）を廃止。これに伴い特認植栽も廃止する。
(6) 自然災害補助率	自然災害時の補助率について、災害復旧対策等で伐採・抜根等を行った場合は、新植（定額）を適用
(7) 放任園地発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・廃園にかえて放任園地発生防止対策とし当該対策を実施する場合は、考え方を産地計画に記載 ・補助率（定額）の対象品目を拡大（みかん等→かんきつ類、りんご→主要果実）
(8) 推進事業	産地キャリアアッププランの策定を廃止し、産地計画の改定を追加
(9) 産地概要の廃止	実施細則から参考様式3-1号（産地の概要）を廃止
(10) 農水要請（条文追加）	水田農業高収益化に向けた取組への予算額の優先配分 果樹農業の振興を図るための基本方針に基づく施策を実行する団体等への配慮